

健感発 0302 第 1 号
令和 5 年 3 月 2 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」とする。）対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 2 年以降、COVID-19 患者の発生動向は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第 12 条第 1 項の規定等に基づき、発生届の提出や患者の総数等の報告による把握をお願いしてきたところです。今後の 5 類感染症移行に備え、COVID-19 患者の発生動向を引き続き把握するため、法第 14 条の規定に基づく定点把握の準備を行っていただくとともに、変異株の発生動向を引き続き把握するため、ゲノムサーベイランスについて、解析目標数を見直した上での継続に向けた準備を行っていただくようお願いいたします。なお、COVID-19 重症者の発生や特性の動向の把握については、一定期間を経たのちに定点把握へ移行することを予定しており、別途ご連絡いたします。

円滑な切り替えに向けて、貴自治体において、貴管内の各保健所、医療機関等との調整等を進めていただくよう、お願い致します。

記

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備については、次に掲げるとおり、準備をお願い致します。

1. 患者数については、これまでの全数把握を終了し、定点把握へ移行し、患者の発生動向を把握（別添 1、2）
2. 病原体については、ゲノムサーベイランスの解析目標数を見直し、引き続き、変異株の発生動向を把握（別添 3）

また、本通知に関する Q & A についてもご参照ください（別添 4）

なお、本通知につきましては、別途、日本医師会に対しても協力依頼を發出しております旨申し添えます。

以上

【連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班